

平成26年第4回定例会

鳴 沢 村 議 会 会 議 録

平成26年12月 8日 開会

平成26年12月 9日 閉会

鳴 沢 村 議 会

平成26年第4回鳴沢村議会定例会会議録

平成26年12月8日、鳴沢村議会定例会は鳴沢村役場に招集された。

1、応招議員

1番 小林 昭一	2番 渡邊 政司
3番 渡邊 明雄	4番 佐藤 博水
5番 田中 稔	6番 三浦 利雄
7番 渡辺 泉	8番 小林 利雄
9番 渡辺 久男	10番 小林 茂澄

2、不応招議員

なし。

3、出席議員

応招議員に同じ。

4、欠席議員

なし。

5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林三郎 総務課長 渡辺千秋
税務課長 渡辺安司 企画課長 渡辺伸一
福祉保健課長 渡辺英博 住民課長 渡辺一博
振興課長 三浦寿得 会計管理者 佐藤政中

6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 渡邊 寛

7、会議事件

承認第4号平成26年度鳴沢村一般会計補正予算（第5号）を定める専決処分につき承認を求める件

議案第36号鳴沢村情報公開条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 37 号 鳴沢村個人情報保護条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 38 号 鳴沢村国民健康保険条例の一部を改正する条例を定める件

議案第 39 号 平成 26 年度 鳴沢村一般会計補正予算 (第 6 号)

議案第 40 号 平成 26 年度 鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 41 号 平成 26 年度 鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

議案第 42 号 平成 26 年度 鳴沢村介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)

議案第 43 号 平成 26 年度 鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

発議第 3 号 富士スバルラインマイカー規制期間の短縮等を求める意見書の提出について

陳情第 1 号 富士スバルラインマイカー規制期間の短縮等を求める陳情

8、本日の議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 会期の決定

日程第 4 承認第 4 号 平成 26 年度 鳴沢村一般会計補正予算 (第 5 号) を定める専決処分につき承認を求める件

日程第 5 議案第 36 号 鳴沢村情報公開条例の一部を改正する条例を定める件

日程第 6 議案第 37 号 鳴沢村個人情報保護条例の一部を改正する条例を定める件

- 日程第 7 議案第 38 号鳴沢村国民健康保険条例の一部を改正
する条例を定める件
- 日程第 8 議案第 39 号平成 26 年度鳴沢村一般会計補正予算
(第 6 号)
- 日程第 9 議案第 40 号平成 26 年度鳴沢村国民健康保険特別
会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 10 議案第 41 号平成 26 年度鳴沢村簡易水道事業特別
会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 11 議案第 42 号平成 26 年度鳴沢村介護保険特別会計
補正予算 (第 3 号)
- 日程第 12 議案第 43 号平成 26 年度鳴沢村後期高齢者医療特
別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 13 一般質問

◎議長挨拶

議長（小林茂澄君） 平成26年第4回定例会開会に先立ち、ご挨拶を申し上げます。

年末のお忙しい中、12月定例議会のご参集ご苦労さまです。

衆議院議員選挙も期間中ということもありまして、日程のほう
が詰まっております。議員各位にはぜひご理解のほうをお願い
いたします。

また、寒い季節となつてまいりました。体調には万全を期して
いただきまして、議員活動に励んでいただきたいと思います。

開会 午前10時00分

議長（小林茂澄君） ただいまから、平成26年第4回鳴沢村議会
定例会を開会いたします。

出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を
開きます。

◎村長挨拶

議長（小林茂澄君） ここで、村長より定例会招集に際しての挨拶
を受けます。鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） どうも皆さん、おはようございます。

平成26年第4回鳴沢村議会定例会をお願いしたところ、議員
の皆様には全員の参会のもと開会できますことをありがたく、
また敬意を申し上げさせていただきます。

さて、師走を迎え、寒さも厳しくなり、日本海側では、この時
期にしては大雪により死者、事故による死傷なども出ておりま
すが、この鳴沢村では平穩に過ごせるようお願いしたいものです。

先ほど議長さんの挨拶にもありましたが、風邪等が流行してい
るようですが、全員が体調には十分留意して、新年が迎えられ

るようお互いに気をつけていきましょう。

さて、衆議院の解散による12月選挙ということで、職員も普段の業務のほかに、選挙事務に追われていることをご理解いただき、議会運営委員会では短期間の会期にしてもらえるように伺っております。誠にありがとうございます。

今回提出議案は、衆議院議員解散による一般会計補正予算の専決処分の承認を1件、村条例の一部を改正する条例の3件、一般会計を含む5件の補正予算です。どうか、慎重審議の上、可決くださいますようお願いを申し上げて、開会に当たっての挨拶といたします。

よろしく願いいたします。

議長（小林茂澄君） これより日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（小林茂澄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、三浦利雄君、渡辺 泉君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（小林茂澄君） 日程第2、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第121条の規定により、村長及び教育委員長に対し、説明員の出席要求を行ったところ、お手元に配布したとおり、説明員の委嘱、委任について通知がありましたのでご了承願います。

次に、監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定

による例月現金出納検査の結果について、お手元に配布したとおり報告がありました。

報告書の内容については朗読を省略いたします。

次に、10月15日に第4回町村議会議長会議が山梨県自治会館において開催されました。

審議結果については、お手元に配布しておりますので、朗読を省略いたします。

次に、議員派遣については、お手元に配布したとおりであります。

ご出席いただいた議員各位には、大変ご苦勞さまでした。

次に、地方自治法第199条第1項の規定による平成26年度行政監査について、監査委員から監査結果の報告を求めます。

監査委員 小林利雄君。

監査委員（小林利雄男君） 8番 小林利雄。

地方自治法第199条第1項の規定に基づき実施いたしました行政監査について報告させていただきます。

11月11日及び14日の2日間、代表監査委員の梶原先勝氏及び私で、事業の執行状況、補助金交付事務、入札事務、実施された工事等の再検証の4項目について行政監査を行いました。

事業執行状況については、平成26年度における全251項目のうち100万円以上かつ10月16日現在で執行率が50%を下回る事業を抽出し、その中の30事業を対象として事業執行状況調査票により所属長から資料を求め、説明を聴取いたしました。

補助金交付事務については、平成25年度一般会計において一補助事業者について50万円以上の補助金を交付している16事業を対象とし、所属長から補助金交付申請書及び交付決定通知などの一連の書類の提出を求めて、説明を聴取し、鳴沢村補

助金等交付規則等に基づいて交付事務が適正に行われているか監査を行いました。

入札事務については、平成26年度において審査日までに執行された19件の入札を対象とし、一連の書類の提出を求めるとともに、総務課長より説明を聴取し、鳴沢村財務規則等に基づいて事務が適正に行われているか監査を行いました。

実施された工事等の再検証については、今年度実施された道の駅なるさわ電気自動車急速充電器設置工事及び平成21年度に実施された総合センターLED照明切りかえ工事の2件を監査対象とし、設備の活用状況や電気使用量の推移をはじめ、成果を踏まえた上での今後の課題や方針について、所属長より関係書類の提出を求め、あわせて現場視察も実施して監査を行いました。

この行政監査の結果につきましては、同条第9項の規定により、11月14日付で村長及び議長へ報告書を提出いたしております。

詳細につきましては、過日議長名で、この報告書の写しが全議員に配布されておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で、行政監査の報告を終わります。

議長（小林茂澄君） 以上で、行政監査の結果報告を終わります。

次に、平成26年第3回定例会において議決した議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。議会運営委員長 渡辺久男君。

議会運営委員長（渡辺久男君） 渡辺久男。

議会運営委員会の閉会中の継続調査について報告をさせていただきます。

平成26年第3回定例会において、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要する旨を議長に対

し申し出、9月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

11月25日及び12月1日、両日とも午後3時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

出席者は両日ともに委員4名と議長、議案等説明のために総務課長、職務のために議会事務局書記の出席がありました。

決定された事項ですけれども、まず11月25日の委員会で決定された事項は、次の6項目です。

1、会期は本日より12月9日までの2日間とし、配布してある会期日程表のとおりにすること。

2、議案の委員会付託は配布してある議案付託表のとおりにすること。

3、議案第36号から議案第37号までの2件及び議案第39号から議案第43号までの5件を一括議題、一括採決とすること。

4、陳情第1号を本会議に上程し、あわせて発議第3号を上程すること。

5、陳情第1号は発議第3号の意見書の採決により、「みなし採択」とすること。

6、一般質問通告日は、12月1日正午までとすること。

以上であります。

なお、委員会の閉会中の継続調査申し出につきましては、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出を行いました。

次に、12月1日の委員会で決定された事項については次の1項目です。

1、同日正午に通告が締め切られました、4名6件の一般質問

通告書の取り扱いについて、佐藤博水君の「ふるさと納税寄附金の状況と特典内容について」並びに渡邊政司君の「国際交流基金の用途変更による有効活用策（観光振興・災害時の相互支援体制の構築）について」の通告書は、本人に通告取り下げを検討してもらうことが妥当という答申を議長に行うこと。

以上であります。

以上で、議会運営委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（小林茂澄君） 次に、同じく第3回定例会において議決した総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。総務教育厚生常任委員長 小林利雄君。

総務教育厚生常任委員長（小林利雄君） 8番 小林利雄。

総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

平成26年第3回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に申し出、9月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

10月15日午前9時より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員4名と職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、「ときめき出会いパーティー職員アンケートの結果報告及び同事業の今後の諸運営について」と「委員会の閉会中の継続調査申し出について」の2件です。

会議では、役場職員24名に対し、9月に実施されたときめき出会いパーティーのアンケート結果について、事務局より報告がありました。

職員に依頼したアンケート項目は、1、これまでに議会で開催

した出会いパーティーに参加等したきっかけと感想。

2、これまでに民間や他の自治体で開催した同様のイベントに参加等したきっかけと感想。

3、参加申込者をふやすためのアイデア。

4、本年クリスマスシーズンに、イベントの夜間開催を検討しているがどうか。

5、議会でイベントを行っていることについての率直な意見。

6、その他自由記入欄。

以上の6項目についてアンケートを実施し、職員24名中、21名がアンケートに回答し、回答率は87.5%でした。

職員の意見をまとめますと、村の少子化対策に議会として一石を投じる目的でイベントが実施されており、議会としての取り組みや努力については高評価をいただきましたが、村民の参加者が少なく、同じような人が毎回参加している現状を考慮すると、本来の目的から外れていないかという意見や小規模村なので、人の目が気になったり、うわさになるため参加しないのではないかという意見が多く挙げられました。

また、これらを改善するためには、近隣町村や大手との共催に切りかえ、また村民が人の目を気にすることなく参加できる環境に切りかえて、事業を見直したらどうかという意見が多く挙げられました。

これらの職員の意見を参考にして協議しました結果、今年度実施を検討していたクリスマス時期のパーティーは実施しないこと、また今後のイベントの取り扱いは富士河口湖町との共同開催について協議していき、方向性を再度検討していくということに決定しました。

また、閉会中の継続調査申し出については、所管事務の調査について、今後も継続調査を要するものと決定しましたので、会

議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で、総務教育厚生常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（小林茂澄君） 次に、同じく第3回定例会において議決した建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。建設産業経済常任委員長 三浦利雄君。

建設産業経済常任委員長（三浦利雄君） 6番 三浦利雄。

建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

平成26年第3回定例会において、所管事務の調査について継続調査を要する旨を議長に対し申し出、9月18日の本会議において議決された件についての報告であります。

11月25日午後2時20分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員全員と議長、会議事件説明のため、振興課長、土木担当2名、職務のため、議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、「平成27年度に予定している道路工事等について」及び「委員会の閉会中の継続調査申し出」についての2件です。

会議では、担当課より今年度実施された6件の村道工事、5件の水道工事、1件の排水池新設工事、また今後年度内に実施が予定されている2件の水道工事と水源地用発電機設置工事について、工事名、場所、工事概要、工期、金額及び請負業者の報告を受けるとともに、平成27年度に実施を予定している5件の村道工事、4件の水道工事の概要及び工事に要する経費の説明を聴取いたしました。

最後に、委員会の閉会中の継続調査申し出については、所管事務の調査について、今後も継続調査を要するものと決定しまし

たので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で、建設産業経済常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（小林茂澄君） 次に、同じく第3回定例会において議決した広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。
広報常任委員長 渡辺 泉君。

広報常任委員長（渡辺 泉君） 7番 渡辺 泉。

広報常任委員会の閉会中の継続調査について、報告させていただきます。

10月24日午前10時より、会議室において広報常任委員会を開催いたしました。

委員4名と議長、職務のために議会事務局長と書記の出席がありました。

招集に係る事件は、「なるさわ議会だより第18号（案）について」及び「委員会の閉会中の継続調査申し出の件」の2件です。

既にごらんいただいたと思いますが、議会だより第18号について、レイアウトや広報構成を協議し、先月11月1日に全戸配布をいたしました。

今回の議会だよりでは、平成25年度決算認定の記事をトップ項目とし、また議会から村長へ要望書を提出した件についての枠を設け、これについても特集として掲載いたしました。

また、従来からの長年の検討事項でありました現在の右開きの広報紙を左開きに変更することについて、慎重に協議した結果、次号第19号の議会だよりから、現在の右開きを左開きに変更し、横組みの広報紙にリニューアルすることに決定いたしました。

これにつきましては、読み手であります住民を第一に考慮し、

現在では縦書きよりも横書きが主流であること、また数字や英語の表記を一層読みやすくすることなどを踏まえたものであります。

委員会では、これまでに発行した議会だよりについて出来具合を審査していただけるクリニックに、機会があるたびに依頼をしておりました。

著名な先生に審査していただいたわけですが、いずれの審査結果でも現在発行している広報紙は横組みが多いため、表紙と表紙裏の位置関係が逆であることが指摘されておりましたが、一方、一般的な議会広報紙のスタイルにとらわれず、全国の手本になる部分も多いと評価していただきました。

よりよい広報紙とするために、現在の広報紙を左開きに変更し、全国的には珍しい横組みの見本となるような新しいスタイルを提案したらどうかなどの提案や同様の改善意見もいただいております。

これらのことを総合的に踏まえ、約1年間ほど慎重に検討を行っておりましたが、次号議会だよりからリニューアルを行うものであります。

最後に、委員会の閉会中の継続調査申し出につきましては、所管事務の調査について、継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で、広報常任委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（小林茂澄君） 次に、同じく第3回定例会において議決した鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続調査についての報告を求めます。鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長渡邊明雄君。

鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長（渡邊明雄君） 3番 渡邊

明雄。

鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続調査についての報告をさせていただきます。

11月25日午後1時30分より、議員控室において委員会を招集いたしました。

委員9名と会議事件説明のために住民課長、住民課担当者1名、委託契約業者3名、職務のために議会事務局長及び書記の出席がありました。

招集に係る事件は、「平成26年度事業の報告について」及び「鳴沢村地下水資源保護条例の改正について」並びに「委員会の閉会中の継続調査申し出」の件です。

会議では、本年度行われた「鳴沢村地下水資源保全対策基礎調査」の報告後、鳴沢村地下水資源保護条例の改正概要の説明がありました。

まず、本年度調査の報告事項としては、平成25年度から解析収集を行ったデータ等をもとに地下水シミュレーションを行い、ポイント地点で定めた量を揚水した場合の影響範囲を特定し、村の水源への影響やポイント付近への影響を解析する業務を現在行っているとの報告を受けました。

また、今後も平成25年度に掘削した札木井戸及び既存の五六場井戸の観測を継続し、最新データを取り込みながらシミュレーションを行っていく方向性を確認いたしました。

次に、地下水資源保護条例の改正については、調査等から得たデータをもとに、地下水の状況や揚水時の影響範囲等を考慮しながら、開発等の適正利用と同時に地下水保全を目的とすること、現行条例で運用が難しい許可、変更、承認等の手続や規則の整備など、内容の明確化を図ることを中心とした改正を行い、平成27年4月1日からの施行を予定している等の説明を聴取

いたしました。

また、閉会中の継続調査申し出については、所管事務の調査について、今後も継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則の規定により議長に申し出ました。

以上で、鳴沢村地下水資源保護調査特別委員会の閉会中の継続調査についての報告を終了いたします。

議長（小林茂澄君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

議長（小林茂澄君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月9日までの2日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月9日までの2日間と決定しました。

◎日程第4 承認第4号平成26年度鳴沢村一般会計補正予算（第5号）を定める専決処分につき承認を求める件

議長（小林茂澄君） 日程第4、承認第4号平成26年度鳴沢村一般会計補正予算（第5号）を定める専決処分につき承認を求める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 承認第4号について提案理由をご説明申し上げます。

処分事項は、専決第4号平成26年度鳴沢村一般会計補正予算

(第5号)で、緊急を要するものとして一般会計予算に297万円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億7,138万7,000円としたものであります。

全額が第47回衆議院議員総選挙並びに第23回最高裁判所裁判官国民審査の執行経費で、この財源として全額衆議院議員総選挙等委託金を見込みました。

11月21日に衆議院が解散され、12月14日に執行されることに伴うもので、11月21日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったことについて、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

以上で、承認第4号についての提案理由の説明を終わります。

議長(小林茂澄君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林茂澄君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林茂澄君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林茂澄君) 討論なしと認めます。

これより承認第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

議長(小林茂澄君) 起立全員です。したがって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

◎日程第5 議案第36号鳴沢村情報公開条例の一部を改正する条例を定める件

◎日程第6 議案第37号鳴沢村個人情報保護条例の一部を改正する条例を定める件

議長(小林茂澄君) 日程第5、議案第36号鳴沢村情報公開条例の一部を改正する条例を定める件及び日程第6、議案第37号鳴沢村個人情報保護条例の一部を改正する条例を定める件の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長(渡辺千秋君) 議案第36号鳴沢村情報公開条例の一部を改正する条例を定める件について提案理由をご説明申し上げます。

独立行政法人通則法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行う必要があるものであります。

改正点は、議案の2ページをごらんください。

第5条の公文書の開示義務第1項第2号のウの引用条項、第2条第2項を第2条第4項に、また特定独立行政法人を行政執行法人に改めるものであります。

この改正は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律により、特定独立行政法人は廃止され、新たに第2条第4項に規定する行政執行法人に分類されることに伴い、語句の整理を行うものであります。

附則として、施行期日を平成27年4月1日としております。

続きまして、議案第37号鳴沢村個人情報保護条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

議案第36号と同様に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行う必要があるものであります。

改正点は、議案の2ページをごらんください。

第14条の保有個人情報の開示義務第1項第3号のウの引用条項、第2条第2項を第2条第4項に、また特定独立行政法人を行政執行法人に改めるものであり、議案第36号と同様に、独立行政法人通則法の一部を改正する法律により、特定独立行政法人は廃止され、新たに第2条第4項に規定する行政執行法人に分類されることに伴い、語句の整理を行うものであります。

附則として、施行期日を平成27年4月1日としております。

以上で、議案第36号及び議案第37号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林茂澄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 討論なしと認めます。

これより議案第36号及び議案第37号を一括して採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号及び議案第37号は原案のとおり決定しました。

**◎日程第7 議案第38号鳴沢村国民健康保険条例の一部を
改正する条例を定める件**

議長（小林茂澄君） 日程第7、議案第38号鳴沢村国民健康保険条例の一部を改正する条例を定める件についてを議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。住民課長。

住民課長（渡辺一博君） 議案第38号鳴沢村国民健康保険条例の一部を改正する条例を定める件について、提案理由をご説明申し上げます。

出産育児一時金に含まれる産科医療補償制度掛金額を3万円から1万6,000円に引き下げ、かつ一時金総額を42万円に維持することとする健康保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案の2ページ目をごらんください。

第5条第1項出産育児一時金の額を39万円から40万4,000円に、健康保険法施行令第36条の規定を勘案し加算する額、これは産科医療補償制度掛金を指しますが、この額の上限を3万円から1万6,000円とするものであります。

なお、附則として、この条例は平成27年1月1日から施行し、施行期日前に出産した被保険者に係る鳴沢村国民健康保険条例

第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるとするものであります。

以上で、議案第38号の提案理由の説明を終わります。

議長（小林茂澄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） 8番 小林利雄。

村長が必要であると認めるときとは、どういうときですか。

議長（小林茂澄君） 住民課長。

住民課長（渡辺一博君） これは3万円というのが医療補償制度の掛金になっていまして、3万円以下の場合、3万円がその上限というふうなことで、3万円以内を掛金の額を条例で決めることになっていますが、これについてその金額を村長が規則のほうで決められるというふうなことになります。

議長（小林茂澄君） 8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） その内容がよくわからないんですけども。

議長（小林茂澄君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時39分

議長（小林茂澄君） 休憩を閉じ、開会いたします。住民課長。

住民課長（渡辺一博君） 村長が必要であると認めるときとは、産科医療保障制度に加入している産科医療機関で出産した場合に支給を認めることで、制度に加入していない医療機関や海外での出産などは、認めないことになるものであります。

議長（小林茂澄君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林茂澄君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林茂澄君) 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(小林茂澄君) 討論なしと認めます。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林茂澄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第8 議案第39号平成26年度鳴沢村一般会計補正予算(第6号)

◎日程第9 議案第40号平成26年度鳴沢村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

◎日程第10 議案第41号平成26年度鳴沢村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

◎日程第11 議案第42号平成26年度鳴沢村介護保険特別会計補正予算(第3号)

◎日程第12 議案第43号平成26年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議長（小林茂澄君） 日程第8、議案第39号平成26年度鳴沢村一般会計補正予算（第6号）から、日程第12、議案第43号平成26年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの5件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。
鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 議案第39号平成26年度鳴沢村一般会計補正予算（第6号）から、議案第43号平成26年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの5件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成26年度の各会計歳入歳出予算の総額に緊急を要するものとして、新たに5,599万3,000円を追加し、一般会計並びに特別会計予算総額を31億3,114万1,000円とするものであります。

歳出の主な事業は、簡易水道事業特別会計繰出金1,070万円、介護保険特別会計繰出金303万1,000円、国民健康保険特別会計繰出金188万5,000円、広域行政事務組合消防本部運営事業162万9,000円などで、これらの事業実施に係る財源として、前年度からの繰越金937万1,000円、公共施設建設基金からの繰入金520万円、県支出金235万1,000円などを見込んでおります。

なお、今回提出させていただいた補正予算を含む平成26年度予算と平成25年度から平成26年度に繰越明許させていただいた予算の総額は34億4,451万9,000円となります。

鋭意事業を執行してまいりますので、議員各位におかれましても、特段のご理解、ご支援を賜りたいと存じます。

以上で、議案第39号から議案第43号までの提案理由の説明を終わります。

議長（小林茂澄君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号から議案第43号までの5件については、会議規則第36条第1項の規定により、予算決算常任委員会に付託の上、審査することにいたします。

◎日程第13 一般質問

議長（小林茂澄君） 日程第13、一般質問を行います。

ここで一般質問通告取り下げの報告をいたします。

12月1日に佐藤博水君から通告のありました「ふるさと納税寄附金の状況と特典内容について」、渡邊政司君から通告のありました「国際交流基金の用途変更による有効活用策（観光振興、災害時の相互支援体制の構築）について」の2件の質問は、本人より通告取り下げの申し出がございましたので、これを許可いたしました。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。小林利雄君からの地方創生への今後の取り組みについての質問を許します。8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） 8番 小林利雄。

地方創生への今後の取り組みについて、村長に伺います。

地方創生の実現には、自治体の自発的な取り組みが重要です。

一昔前とは違い現在は、地方や自治体による競争の時代で、アイデアがあるものが生き残り、繁栄します。

当時の自民党政調会長の稲田氏は、リーダーの力量や知恵のある地方はどんどんよくなるとも解説していました。

総務省でも、地域おこし協力隊制度を設け、地域おこしを応援しています。

地方創生は、今後村の最重要課題です。鳴沢村は、今後どのような方法で地方創生を行っていくのかお尋ねします。

議長（小林茂澄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林利雄議員の質問にお答えいたします。

質問にありますとおり、地方創生、地域活性化は重要な課題の一つであります。

まずは、地方創生に関して、地域の抱える問題の根本を捉えることが必要であると思います。

国では、地方創生の重要施策の一つとして、人口減少対策、少子・高齢化対策を取り上げております。

鳴沢村では、他自治体と比較して、人口の減少自体はそれほど顕著ではありませんが、少子・高齢化は進んでおります。この少子・高齢化への対応と改善が地方創生のための基盤になるのではないかと考えております。

また、地域活性化を行うためには、現状への対応としては高齢者が健康で長く働けること、つまり介護予防への取り組みが重要となります。

少子・高齢化の改善には、若い世代の定住者の増加や出生率を向上させることが必要であります。そのためには、居住、就労のための対策や子育てが安心してできる環境づくりなどが重要であると考えております。

地方創生の理念等を定め「まち・ひと・しごと創生法案」と地域再生改正法案が先月成立し、政府は50年後に1億人程度の人口維持を目指す長期ビジョンと当ビジョンをもとに、今後5年間の政府の施策を提示する総合戦略を早期に取りまとめ、都道府県と市町村に各地の実情に応じた「地方版総合戦略」をつくる努力義務を課し、地方版総合戦略を平成27年度中に作成するよう求め、平成28年度から地方創生政策を本格始動させる計画です。

国の総合戦略等を勘案して、県や市町村も共に協力し、将来展

望を示す地方人口ビジョンと地方版総合戦略を今後作成していくことを検討しております。

まずは、それらの策定のための資料として「人口動向分析・将来人口推計」を現在作成しているところであります。

今後は、これらの地方人口ビジョンや地方版総合戦略を作成するに当たり、全庁的な体制づくりと議員各位からのご意見等を拝聴する中で、鳴沢村創生のためのより具体的な施策を研究し、実施していきたいと思っておりますので、どうかご協力、ご支援をお願いいたします。

議長（小林茂澄君） 8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） 長年、鳴沢村に住んでいると、村のよいところ、悪いところに気がつきません。地域おこし協力隊の仕事は、地域ブランドや地場産品の開発、販売、プロモーション、地域行事やイベント、都市住民の移住、交流の支援といった地域おこし活動、農林水産業の従事、住民の生活の維持のための支援などを指しています。

地域おこし協力隊制度は、平成21年度に創設して5年が経過し、平成25年度は全国で1,000名の隊員が300余りの地方自治体で活躍しております。

安倍総理は今後3年間で隊員数を今の1,000人から3,000人にふやすよう担当の総務大臣に指示を出しております。

隊員の任期は1年から3年以下とされ、活動に要する経費について隊員1人当たり年間400万円、募集等に要する経費について1個体当たり年間200万円を上限に、総務省が特別交付税で財源措置を講じております。地域おこし協力隊制度を利用する考えはありますか。

議長（小林茂澄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 小林利雄議員の地域おこし協力隊を求める考

えはあるかというご質問ですが、私も地域おこし協力隊、道志、丹波山、小菅等には入っておりますので伺っております。これには、住居を提供しなければならないという規約というかありまして、村の固有の住宅はありません。今あるのは教職員住宅だけであります。そんなことを踏まえ、この教職員住宅に入居が可能かどうかをここ最近の先生の入居状況等を踏まえながら考えていきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（小林茂澄君） 8番 小林利雄君。

8番（小林利雄君） 鳴沢村にも空き家が結構ありますから、その利用も考えてもらいたいと思う。

人口減少社会になり、このままでは896市区町村が消滅する可能性があると言われていると指摘されております。鳴沢村がいつまでも光り輝いているように政策をすることを願い、質疑を終了します。

議長（小林茂澄君） 以上で、小林利雄君の一般質問を終わります。

次に、個人番号マイナンバー制度についての質問を許します。

2番 渡邊政司君。

2番（渡邊政司君） 2番 渡邊政司。

個人番号マイナンバー制度について村長に伺います。

2013年5月、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が国会で成立し、2016年、平成28年1月から番号の利用が開始される運びとなりました。

情報漏えいに関しては、行政機関を監視、監督する「特定個人情報保護委員会」を設置して、第三者機関によるチェックや罰則強化をする予定ですが、マイナンバー制度は、医療、年金、預金、納税など、国民の生活や暮らしに深くかかわっており、個人情報の取り扱いには細心の注意が必要となります。

鳴沢村でのマイナンバー制度の開始予定と村民に対してのメリットについて村長に伺います。

また、マイナンバー制度が開始される前に、個人情報の漏えいなどが発生する危険性や影響に関する「特定個人情報保護評価」を行い、事前に体制を整備する必要があります。

評価の結果と個人情報漏えいについての防止策を教えてください。

議長（小林茂澄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡邊政司議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目の質問のマイナンバー制度の開始予定時期についてですが、村では平成27年10月をめぐりに、村の住民基本台帳に登録されている方に対し12桁の個人番号を指定し、通知カードを送付することになっております。この通知カードを受け取った方は、申請により個人番号カードを受け取り、平成28年1月以降、社会保障や税などで活用することができます。

また、村民のメリットという点については「社会保障給付の申請・届け出等の軽減」「年金等の正確・適正な受給」「社会保障の自己情報や行政からの各種お知らせ等を自宅のパソコンなどで入手できる」など利便性が向上されるところであります。

次に、2点目の質問の評価の結果については、番号制度に対する懸念を踏まえ、制度上の保護措置の一つに「事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保を目的とする」とされていることから、村でも「対象人数」「取り扱い人数」「特定個人情報に関する重大事故の発生の有無に基づき実施すべき特定個人情報保護評価の種類判断」の基礎項目評価を行った後、国の特定個人情報保護委員会に提出し、公表することになっております。

また、個人情報の漏えいの防止についてですが、マイナンバー

制度の個人情報の管理方法として、個人情報は特定の行政機関に集約されるものではなく、これまで同様、各行政機関が分散して保有します。

また、ほかの機関の個人情報が必要になった場合には、番号法に定められているものに限りに、情報ネットワークシステムを使用して、情報の照会、提供を行うことになっております。このシステムを通じての照会、提供については、個人番号を直接用いず、符号を用いてアクセスできる人を制限し、通信においても暗号化されて実施されます。

また、情報提供等記録開示システムにより、マイナンバーを含む個人情報を、いつ、誰が、なぜ提供したのかを確認することもできます。情報ネットワークシステムについては、国の関連機関において管理されることから、セキュリティー面についてはもちろん、万全を期すと思われれます。

村では、以前より公務員として当然のことではありますが、職員に対し、個人情報の取り扱いには守秘義務、個人情報保護法などを踏まえ、厳格に対処していくよう喚起しております。

また、コンピューター等のセキュリティーの面でも常に強化を図っているところでもあります。今年度もこの制度について全職員を対象とした研修会などを開催し、職員への啓発を行うとともに、ウイルスはもちろん、USB対策等セキュリティー上においても、さらなる強化を図っているところでもあります。

以上で、ご質問の答弁とさせていただきます。

議長（小林茂澄君） 2番 渡邊政司君。

2番（渡邊政司君） 2番 渡邊政司。

個人番号には、氏名、出生地、住所、性別、生年月日を中心的な情報として、その他に管理対象となる個人情報としては社会保障制度、納税、各種年金、犯罪前科、金融口座、親族関係な

ども計画されています。個人情報取り扱いには細心の注意を払って運営するよう要求します。

議長（小林茂澄君） 続いて、村の特産品のブランド化推進策についての質問を許します。2番 渡邊政司君。

2番（渡邊政司君） 2番 渡邊政司。

村の特産品のブランド化推進策について村長に伺います。

道の駅の収穫祭では、新鮮で大変おいしいとお客にも人気のある農産物を販売していますが、農家の高齢化とともに、年々生産量も減少し、継続していくことも難しくなっている組合があります。

生産する農家が減少していくのは、高齢化もありますが、農産物のネームバリューが低く、ブランド化されていないことにあります。スーパーで販売されている野菜との差別化ができずに、販売価格を低く抑えていることが主な原因だと考えます。

農家がみずから努力して収益を上げていくことは当然のことですが、行政、農家、JAが一体となって、村の特産品として付加価値を高めて、ブランド化していくことも必要です。

行政、農家、JAで協力して、村の特産品のブランド化を推進していくお考えはありますか。

また、農業振興策について村長はどのようにお考えでしょうか。回答をお願いします。

議長（小林茂澄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） 渡邊政司議員の質問にお答えいたします。

まず、第1の行政、農家、JAで協力して、村の特産品ブランド化を推進していく考えはという質問ですが、村では今日まで県やJAなどの関係機関にご指導、ご協力をいただきながら、なるさわ収穫祭、土づくり対策事業、農業特産品づくり事業等により、村の特産品としての付加価値とブランド化を推進して

まいりました。

その結果、農家のご努力により、ど根性ビオラ、ブルーベリー、夏採りイチゴ、近年では自然薯やタラの芽など新たな栽培品目もふえております。

また、ブルーベリージャムや鳴沢菜漬けを初めとした漬物、オヤキ、おまんじゅう、切り干し芋などの付加価値を加えた村の特産品も生まれております。

農家の取り組みとしては、平成20年に地元農林産物直売所富士山出荷組合が設立され、生産の拡大や売り上げの向上を実現し、大きな成果を上げていると伺っております。

今後も農家の取り組みを支援していくかたちで、県やJAなどの関係機関、新規農業参入企業等にご指導、ご協力をいただきながら、鳴沢村野菜のアピール、ブランド化を推進していきたいと考えております。

また、質問の農業振興策についての村長はどのようにお考えかという質問に対しては、農業振興策については、ご承知のとおり県営中山間地域総合整備事業による獣害対策、用排水路、圃場整備、農道等の農業基盤整備を実施しております。

今まで耕作放棄地であった農地も基盤整備されたことにより、独自の販売ルートを持った村外企業による農地の借り入れが進んでおります。また、道の駅なるさわにおいて、施設の指定管理者による各種特産品の収穫祭が年間7回開催されており、観光客や地元消費者へ季節ごとの鳴沢の特産品のPRが行われております。

行政においてもFMラジオやテレビ等、マスメディアを使った宣伝活動を行ってまいりますので、農家の方も積極的に収穫祭等へ参加し、販路の拡大を図っていただきたいと思います。

今後も農地の保全と活用、有害鳥獣対策としての電牧柵の購入補助等の農業者支援、農業生産の安定、サンライム堆肥等の購入補助による環境保全型農業の推進、ジャムや干し芋等の農産物加工の推進、農業体験の推進、地産地消の推進等、今まで行ってきた農業施策を推進していくとともに、鳴沢村に参入してくる企業ともタイアップし、販売ルートの拡充及び鳴沢野菜の高付加価値を推進してまいりますので、農家の方々も各自創意工夫を行いながら農業所得の向上を図っていただきたいと思いますと考えております。

以上で答弁といたします。

議長（小林茂澄君） 2番 渡邊政司君。

2番（渡邊政司君） 本年の収穫祭ですけれども、トウモロコシの収穫祭で品物が不足して、10時ごろには売り切れることがありました。また、生産量の多い時期には、出荷調整によって市場に出すということになるんですけれども、収入が低いというようなことも聞いております。春から秋にかけての生産経費、特に収益、生産量、出荷時期を各農家等調整して、無駄のない収益性の高い農業経営に立て直していく必要があります。

生産計画にまで足を踏み込んだりして、行政のほうで協力していくお考えはありますでしょうか。

議長（小林茂澄君） 鳴沢村長 小林 優君。

村長（小林 優君） それは、各自農家とJAで決めていただかなければならないと考えております。村でも圃場整備の後、自分ではつくれなくて利用者に貸したいという意見が多い場合には業者とかち合うことはできませんので、村で推進していることです。それとはいってみれば調整しなければならないと考えております。

以上です。

議長（小林茂澄君） 以上で、渡邊政司君の一般質問を終わります。

次に、特色ある学校づくりについての質問を許します。1番
小林昭一君。

1番（小林昭一君） 1番 小林昭一。

教育長にお尋ね申します。

10月1日から新任の教育委員が任命され、教育委員会の人事構成が変更されました。新しい風が吹き、活力ある学校づくりに期待をしているところです。

平成27年に向け、特色ある学校づくりはどのような方法を考えていますか。

議長（小林茂澄君） 教育長。

教育長（小林三郎君） 小林昭一議員さんからの質問にお答えいたします。

10月1日から新しい2名の教育委員さんが任命され、1名は保護者の方で年齢も若く、教育委員会が活性化されることを期待しております。

平成27年に向けての特色ある学校づくりはどのような方法を考えていますかとのご質問ですが、1つには福祉教育の推進、それから2つ目としては、学校給食にかかわる食教育について、それから3つ目としては、金銭教育の推進、この3つを柱として取り組んでいきたいと考えております。

1つ目の柱の福祉教育の推進についてですが、ふじざくら支援学校との交流会、それから福祉懇話会について説明をいたします。

鳴沢小学校では、富士河口湖町にあるふじざくら支援学校との交流会を平成14年から継続して行っており、本年で13年目になります。低学年と高学年に分かれての交流会で、1回目は支援学校の児童が鳴沢小に来て、それから2回目は鳴沢小の児

童が支援学校に行つての交流会ですが、中身はお互いの歌や合奏あるいはダンスの発表のほか、ゲームや運動などの学習で、終わった後、手紙の交換を行つております。

交流会の目的ですが、ふじざくら支援学校の友達と実際に交流することで、進んでかかわりを持ったり、コミュニケーションをとったりすることができるようにする。また児童相互の触れ合いを通して、相手の立場や気持ちを考えることができるようにする。そして交流という経験をすることにより、社会性を育て、豊かな人間性を養う、このような目的で実施しております。また、交流会を通して進んで車椅子を押したり、握手をしたりする姿が見られ、自然に相手を受け入れ、優しく接することができるようになってきています。

次に、福祉懇話会についてですが、鳴沢小では社会福祉協議会のご協力をいただき、毎年全校児童を対象に福祉懇話会を開いています。目に障がいがあり、盲導犬を頼りに生活している人や肢体が不自由で車椅子で生活している人などから直接話を聞くことにより、健常者にはわからない苦勞や努力があることなどの日常生活の中での生の体験談を聞くことによって障がい者に対する考え方も変わり、これから障がい者にどう接したらよいかなどということを学んでいます。これも鳴沢小学校規模の学校だからできることであり、恵まれていると思います。

ふじざくら支援学校との交流会や福祉懇話会を通して、障がいを持つ人の豊かな生き方について関心を深める。望ましい集団生活を通して、心の触れ合いを深めるとともに、他者と交わる力を育て、いじめや不登校のない楽しい学校生活を送れるように努めるという指導上の重点の一つでもあります福祉教育の推進に役立っていると思います。

2本目の柱となる食教育について説明します。

鳴沢小学校には、栄養士の資格を持った栄養職員は以前からおりましたが、学級活動、教科、学校行事等の時間に学級担任等と連携して、集団的な食に関する指導を行うことができる栄養教諭はおりませんでした。

ところが、食生活を取り巻く社会環境が大きく変化し、食生活の多様化が進む中で、朝食をとらないで登校する子どもがいるなど、子どもの食生活の乱れが指摘されており、子どもが将来にわたって健康に生活していけるよう栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいて、みずから判断し、食をコントロールしていく食の自己管理能力や望ましい食習慣を子どもたちに身につけさせることが必要となってきました。このため、食に関する指導の推進に中核的な役割を担う栄養教諭制度が創設され、平成17年度から施行されました。

ところが、山梨県の場合、この栄養教諭は全ての給食調理場に配置されているわけではなく、各市町村に1名やっと配置されたという状況です。

鳴沢小には、昨年度から栄養教諭が配置されてきました。栄養管理、衛生管理、検食、物資管理等の学校給食の管理のほかに、食に関する指導も行うということで、責任も重くなり、大変だと思いますが、頑張っておられます。

現在学校給食の最大の課題は、子どもたちの食物アレルギー対応であり、現実に緻密で細心な調理が求められるため、食物アレルギーのある児童に対しては、対象となる食材を取り除いた献立が求められ、対象児童のための別メニューの食事を用意しなければならず、調理員の負担は増大しています。

鳴沢小学校にも食物アレルギーのある児童が2名おり、保護者とも連携をとりながら間違いのないように対応しております。

また、ランチルームでの給食の時間には、担当職員から献立や

食材についての説明を聞き、10分間はおしゃべりをするこ
ともなく、食べることに専念し、残量はほとんどゼロに近く、こ
れもすばらしいことだと思います。

これからもこのような給食指導と食教育が継続して実践してい
けることに期待をしております。

3本目の柱として、金銭教育の推進について説明します。

鳴沢小学校は、今年度から2年間金融広報委員会より、金銭教
育研究校に委嘱されました。金融広報委員会のホームページを
見ると、学校における金銭教育の進め方によると、金銭教育に
ついて次のように述べられています。「金銭教育は、健全な金
銭感覚を養い、物やお金を大切にし、資源の無駄遣いを避ける
態度を身につけさせ、それを通じて自立して生きることができ、
社会形成者としてふさわしい人間形成を目指す教育である。日
常用いているものや金銭を通じて、具体的な日常生活に密着し
て、心の教育を行うことになるため、人間らしい心を育て、力
強く生きる児童・生徒を育成し、学習や生活に意欲的に取り組
む活力を育てることになります。その意味で人間形成の土台と
なる重要な教育です」このように述べられています。

具体的には、研究主題の設定、研究仮説、研究内容、研究方法
等の研究計画の立案に始まり、各教科、道徳、総合的な学習の
時間等の時間の中で各学年の実態に合わせて研究を進めます。

そして、平成27年度中に公開研究発表会を開いて、全学年で
授業をして近隣の学校の先生方に研究の成果を発表するという
ことになっております。

以上のようなことから、来年度の鳴沢小学校の取り組みとして
は、福祉教育の継続により、障がいを持つ人の豊かな生き方
について関心を深め、児童相互の触れ合いを通して相手の立場や
気持ちを考えることができる児童の育成に取り組むとともに、

今課題となっている食教育の実践の継続、今年度と来年度の2カ年にわたって研究校として指定を受けた金銭教育を柱に、鳴沢小学校の地域の特性を生かした取り組みに重点を置いて取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（小林茂澄君） 1番 小林昭一君。

1番（小林昭一君） 近隣から見られるような鳴沢の児童たちを養っていくというか、教育していくような心温まる子どもたちのまた今の方法でしていただいているのかなと思います。

従来の今までの継続も必要だとは思いますが、活力ある学校づくりをしていただいて、またそれが将来的に子どもたちが大きくなって、鳴沢村を引っ張っていくような子どもたちになっていただけるように、今大切なのはほかにもあると思うので、ほかのこともちょっと話してみたいと思います。

グローバル化に対応した英語教育の実施計画なんかも国のほうから盛り込まれてきました。それから道徳教育の方針についてはどういうふうを考えていくのか、また青少年育成に対する携帯電話、ネット等をつながりによる注意行動、いじめとか多額請求、それからアプリなんかを使って個人情報流出なんかもあると思いますが、時代に応じた項目も活用の中で必要だと思いますが、新年度に向けてこのような方向についてはどのように考えていますか。

議長（小林茂澄君） 教育長。

教育長（小林三郎君） 先ほど3つの柱ということで、主に重点として取り組んでいきたいと、こういうことでお話ししたわけですが、議員さんからの指摘のようにグローバル化にかかわる英語教育、そのほか時代に応じたいろいろな施策が必要ではないかということではありますが、これらを軽視しているとい

うことでは決してありません。当然それらについても継続してこれから取り組んでいくということで、議員さんの意見を十分参考にして実施していきたいと、こんなふうを考えています。

以上です。

議長（小林茂澄君） 1番 小林昭一君。

1番（小林昭一君） 英語教育についても前向きにというお話もありましたけれども、次世代の子どもたちに出資じゃないですけども、お金をかける問題でもありませんけれども、いろいろな情報の問題とか、例えばアイパットとか、いろいろな情報の活用方法もいろいろあると思います。特色ある学校づくりというのは何かということは、専門家である教育長のほうがたけているとは思いますが、ぜひその辺を考えながら時代に応じた内容も考えて予算化のほうも首長と話をしながら盛り込んでいただければと思いますが、よろしくお願いします。

以上で質問は終わります。

議長（小林茂澄君） 以上で、小林昭一君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

議長（小林茂澄君） 本日の日程は全て終了いたしました。

なお、本会議は明日12月9日午後4時20分から再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時22分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年12月8日

議会議長

署名議員

署名議員

平成26年12月9日再開

1、出席議員

1番 小林 昭一	2番 渡邊 政司
3番 渡邊 明雄	4番 佐藤 博水
5番 田中 稔	6番 三浦 利雄
7番 渡辺 泉	8番 小林 利雄
9番 渡辺 久男	10番 小林 茂澄

2、欠席議員

なし。

3、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 教育長 小林三郎 総務課長 渡辺千秋
税務課長 渡辺安司 企画課長 渡辺伸一
福祉保健課長 渡辺英博 住民課長 渡辺一博
振興課長 三浦寿得 会計管理者 佐藤政中

4、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局書記 渡邊 寛

5、本日の議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 諸般の報告
日程第3 議案第39号平成26年度鳴沢村一般会計補正予算
(第6号)
日程第4 議案第40号平成26年度鳴沢村国民健康保険特別
会計補正予算(第2号)
日程第5 議案第41号平成26年度鳴沢村簡易水道事業特別
会計補正予算(第3号)
日程第6 議案第42号平成26年度鳴沢村介護保険特別会計
補正予算(第3号)

- 日程第7 議案第43号平成26年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 発議第3号富士スバルラインマイカー規制期間の短縮等を求める意見書の提出について
- 日程第9 陳情第1号富士スバルラインマイカー規制期間の短縮等を求める陳情
- 日程第10 委員会の閉会中の継続調査の件

再開 午後4時20分

議長（小林茂澄君） 出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（小林茂澄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、小林利雄君、渡辺久男君を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

議長（小林茂澄君） 日程第2、諸般の報告を行います。

平成26年第3回定例会以降に開かれました一部事務組合議会に関する事項の報告を求めます。

報告者は、自席にて報告を行ってください。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会、9番 渡辺久男君。

9番（渡辺久男君） 9番 渡辺久男。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会の報告をさせていただきます。

平成26年9月30日火曜日、午後1時30分から、第3回定例会を開会し、出席者は組合長、総務課長、議員18名で、議案は、平成25年度一般会計歳入歳出決算認定と平成25年度美化協会計歳入歳出決算認定についてで、いずれも認定されました。

報告事項として、平成25年度分入山鑑札料減収に対する東電補償について、平成21年度分の売り上げ304万9,270円を請求したとのことでした。そして吉田林務所長官舎の跡地をスマイル設備に月2万5,000円で貸し付けましたとのことです。

次に、平成26年11月20日木曜日、午後1時30分から、第1回臨時会が開会され、平成26年度一般会計歳入歳出補正予算2,760万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,773万6,000円とする。歳入は財政調整基金の繰入金、歳出は河口湖南中学校寄附金と倉庫等の追加工事費等です。

平成26年度美化協歳入歳出補正予算37万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,053万円としました。

一般会計補正予算、美化協補正予算ともに可決されました。

以上で鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会の報告を終了いたします。

議長（小林茂澄君） 次に、河口湖南中学校組合議会、1番 小林昭一君。

1番（小林昭一君） 1番 小林昭一。

河口湖南中学校組合議会についての報告をさせていただきます。

平成26年第4回河口湖南中学校組合議会定例会が、9月29日午後2時30分より招集され、会議が行われました。

議員13名と教育委員4名、会議事件説明のために、組合長渡辺凱保富士河口湖町長をはじめ、執行部6人及び河口湖南中学校校長先生の出席がありました。

本会議においては、まず会期が29日、1日間と決定されました。議長の辞職についてを追加日程第1として、議長の選挙についてを追加日程第2として日程に追加することが決定いたしました。渡辺喜久男氏の議長の辞職が許可され、また副議長より、指名推選により新議長が井出正弘氏に決まりました。

このほかの会議事件は4件で、内容としましては、平成25年度河口湖南中学校組合一般会計歳入歳出決算認定の議定について。内容は、一般会計歳入合計11億1,007万2,238円、歳出合計10億9,712万6,637円、歳入歳出差引残額1,294万5,601円です。

次に、基金に関しまして、河口湖南中学校組合職員退職基金は、24年度末残高1,983万5,468円、25年度中350万円と利子を積み立て、教育長退職金として437万4,600円取り崩し、25年度末残高1,896万5,177円です。

河口湖南中学校組合スクールバス購入基金は、25年度中積み立て150万円と利子で、25年度末残高2,687万1,619円です。

河口湖南中学校組合建設基金教育施設建設基金は、25年度中積み立ては利子のみで、25年度末残高は932万2,369円です。

次に、平成26年度河口湖南中学校組合一般会計補正予算（第2号）の議定について。内容は、平成26年度河口湖南中学校組合一般会計予算既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

れ502万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億1,967万円とする旨。これは主に組合公用車の購入に伴うものです。

次に、河口湖南中学校給食棟改築工事請負契約締結について。これは一般競争入札により、2億9,700万円で、富士吉田市新西原5丁目2番1号 富士急建設、梶原工業所、河口湖南中学校給食棟改築工事共同企業体と請負契約を締結するものです。

全て原案のとおり可決等されました。

続いて、平成26年第5回河口湖南中学校組合議会臨時会が、12月8日午後2時より招集され、会議が行われました。

議員15名と教育委員4名、会議事件説明のために、組合長渡辺凱保富士河口湖町長をはじめ、執行部6人及び湖南中学校校長先生の出席がありました。

本会議においては、まず会期が8日、1日間と決定されました。

会議に先立ち、教育長より組合公用車購入のお礼と使用状況の説明がありました。

会議事件は1件で、内容としましては、平成26年度河口湖南中学校組合一般会計補正予算（第3号）の議定について。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,282万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億4,249万7,000円とするものです。これは主に河口湖南中学校テニスコート、弓道場の用地取得等新築工事に関するものです。

最後に一般質問が行われました。

以上で河口湖南中学校組合議会についての報告を終了いたします。

議長（小林茂澄君） 次に、富士五湖広域行政事務組合議会、3番

渡邊明雄君。

3番（渡邊明雄君） 3番 渡邊明雄。

富士五湖広域行政事務組合議会について報告させていただきます。

平成26年11月25日に、富士五湖広域行政事務組合代表理事から、平成26年富士五湖広域行政事務組合議会臨時会を平成26年11月28日に招集する旨の告示がありました。

内容は、第1として、富士五湖広域行政事務組合議会議長の選挙について。第2、常任委員の補欠選任について。第3、富士五湖広域行政事務組合職員給与条例の一部改正について。第4、富士五湖広域行政事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について。第5、富士五湖広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について。第6、平成26年富士五湖広域行政事務組合一般会計補正予算について。

第1の議長選挙は富士河口湖町の駒谷隆利議員とされました。第2、常任委員の補欠選任は、富士河口湖町の議員の残任期間に伴うものでありますので、富士河口湖町の議員が選任されました。

次の議案は、それぞれ原案のとおり可決しました。

第3、富士五湖広域行政事務組合職員給与条例の一部改正について。今回、国における人事院勧告及び山梨県人事委員会勧告の内容に準じ、職員の給与改定及び給与制度の総合的な見直しを行うための改正であります。

第4は、長期契約することにより、合理的で効率的な運用が図られる業務について定めるものであります。

第5は、昨年8月の京都府福知山市で発生した花火大会を踏まえ、花火大会、祭り、縁日など、多くの人が集まる催しにおいて、準則に基づき、消火器の準備や届け出の必要を新たに課し

たものです。

第6は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,086万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億7,957万2,000円とするものであります。

以上で富士五湖広域行政事務組合議会の報告を終わります。

議長（小林茂澄君） 次に、青木が原ごみ処理組合議会、2番 渡邊政司君。

2番（渡邊政司君） 2番 渡邊政司。

青木が原ごみ処理組合議会についての報告をさせていただきます。

11月5日水曜日、午前11時より招集され、第1回定例会が行われました。

富士河口湖町の管理者渡辺凱保町長ほか議員3名、鳴沢村小林優村長ほか議員2名、会計管理者1名の出席がありました。

会議事件は4件で、まず会議録署名議員の指名があり、会期が5日の1日間と決定されました。

内容としましては、副議長の選挙について、富士河口湖町から倉沢鶴義氏と決定されました。

次に、専決処分の承認を求める件について、青木が原ごみ処理組合ごみ処理手数料徴収に関する条例の一部を改正する件について、事務局から説明があり承認、可決されました。

次に、平成25年度一般会計歳入歳出決算について、事務局から決算書にて、歳入1億2,713万25円、歳出1億1,483万5,279円についての説明があり、その後採決に入り、原案のとおり認定されました。

次に、山口孝雄氏の退職に伴う監査委員選任の同意を求める件で、富士河口湖町精進の渡辺好男氏が同意されました。

以上で青木が原ごみ処理組合議会についての報告を終了いたし

ます。

議長（小林茂澄君） 次に、青木が原衛生センター議会、4番 佐藤博水君。

4番（佐藤博水君） 4番 佐藤博水。

青木が原衛生センター議会についての報告をさせていただきます。

平成26年11月5日、午後2時より招集され、平成26年青木が原衛生センター議会定例会が、富士河口湖町役場において行われました。

議員9名と、会議事件説明のために、渡辺凱保管理者、小林優副管理者をはじめ、執行部9人の出席がありました。

本会議における会議事件は6件で、まず議長が平成26年9月26日辞職され、議長選挙が行われ、指名推選で高山康治君が当選しました。

次に、議席の指定、会議録署名議員の指名があり、会期が5日の1日間と決定されました。

次に、認定第1号平成25年度青木が原衛生センター一般会計歳入歳出決算の認定についての件で、収入済額6,376万2,316円、支出済額4,886万4,841円、差引残額1,489万7,475円で、原案のとおり認定しました。

次に、同意第1号監査委員選任についての件で、堀内昭登君の辞任に伴い選任するもので、田中 稔君の選任に同意することに決し、閉会しました。

以上で青木が原衛生センター議会についての報告を終了いたします。

議長（小林茂澄君） 次に、山梨県後期高齢者医療広域連合議会、1番 小林昭一君。

1番（小林昭一君） 1番 小林昭一。

山梨県後期高齢者医療広域連合議会についての報告をさせていただきます。

平成26年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会が、10月28日午後2時30分より開催されました。

議員21名と、会議事件説明のために後期高齢者医療広域連合長石井由己雄君をはじめ、執行部及び事務局11名の出席がありました。会期は10月28日、1日間と決定されました。

次に、山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について、これは議長による指名推選で、身延町、川口福三君、富士川町、秋山 勇君の2名が選任されました。

続いて、一般質問が行われました。

会議事件は5件です。

初めに、平成25年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について及び平成25年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。審議に先立ち、監査委員から認定第1号及び第2号についての決算審査結果について、意見書の報告がありました。

平成25年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の内容は、歳入合計、予算現額4億7,413万6,000円に対し、調定額、収入済額いずれも4億7,399万5,158円。歳出は、予算現額4億7,413万6,000円に対し、支出済額4億5,196万8,274円、不用額2,216万7,726円です。

収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引額は2,202万6,884円です。

次に、平成25年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。内容は、歳入合計、予算現額945億6,075万8,000円に対し、調定額は

9 2 5 億 7, 1 5 2 万 1, 6 7 7 円、収入済額は 9 2 5 億 6, 6 8 9 万 9, 1 9 9 円です。歳出は、予算現額 9 4 5 億 6, 0 7 5 万 8, 0 0 0 円に対し、支出済額 9 0 8 億 1, 3 6 3 万 4, 0 7 7 円、不用額は 3 7 億 4, 7 1 2 万 3, 9 2 3 円となっています。

収入済額から支出済額を差し引いた歳入歳出差引額は 1 7 億 5, 3 2 6 万 5, 1 2 2 円となっております。

次に、平成 2 6 年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）について。これは、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 2, 2 0 2 万 5, 0 0 0 円を増額し、それぞれ 4 億 8, 9 7 3 万 2, 0 0 0 円とするものです。

内容は、歳入につきましては、前年度の決算により生じた余剰金を繰越金として受け入れるものです。歳出につきましては、歳入で受け入れました繰越金を財政調整基金に積み立てるものであります。

理由としましては、平成 2 9 年度に標準システムの機器更改を予定しています。この標準システムは、全国の広域連合が L G W A N で接続しており、平成 1 9 年に機器の調達を行い、5 年後の平成 2 4 年に機器更改を行っております。次回の機器更改は、5 年後の平成 2 9 年を予定しております。

平成 2 4 年度の機器更改時の費用は、おおよそ 1 億円かかっております。この費用を平成 2 9 年の標準システム機器更改の費用に勘案しますと、おおよそ 8, 0 0 0 万必要と思われるので、余剰金は全て基金に積み立て、平成 2 9 年の急激な負担増の軽減を図るものです。

次に、平成 2 6 年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について。これは、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1 億 9, 1 7 8 万 6, 0 0 0

円を増額し、それぞれ952億6,803万8,000円とするものです。

内容ですが、歳入につきましては、支払基金交付金の前年度分精算に伴う相殺による減額及び前年度の決算により生じた余剰金を繰越金として受け入れた増額であります。歳出につきましては、保険給付費の財源を支払基金交付金から繰越金に振りかえた財源の更正、繰越金による後期高齢者医療給付基金への積み立て及び国・県負担金の前年度分精算による返還分の増額などです。

次に、山梨県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について同意を求めることについて。これは、山中湖村、梶浦清春氏が一身上の都合により辞職されたことに伴い、新たに公平委員会委員を選任する必要があるため、山中湖村平野506番地の296、堀内茂由氏、昭和20年12月26日生まれの選任につきまして、同意をお願いするものです。

全て挙手全員で原案のとおり可決されました。

以上で平成26年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会についての報告を終了いたします。

議長（小林茂澄君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第39号平成26年度鳴沢村一般会計補正
予算（第6号）

◎日程第4 議案第40号平成26年度鳴沢村国民健康保険
特別会計補正予算（第2号）

◎日程第5 議案第41号平成26年度鳴沢村簡易水道事業
特別会計補正予算（第3号）

◎日程第6 議案第42号平成26年度鳴沢村介護保険特別
会計補正予算（第3号）

◎日程第7 議案第43号平成26年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議長（小林茂澄君） 日程第3、議案第39号平成26年度鳴沢村一般会計補正予算（第6号）から日程第7、議案第43号平成26年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの5件を一括して議題といたします。

本案に関し、予算決算常任委員長の報告を求めます。予算決算常任委員長 渡邊明雄君。

予算決算常任委員長（渡邊明雄君） 今定例会におきまして、予算決算常任委員会に付託された議案第39号平成26年度鳴沢村一般会計補正予算（第6号）から議案第43号平成26年度鳴沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの5議案につきまして、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会は、会議日程に従い、本日12月9日に開催し、付託案件の審査を行いました。

その詳細につきましては、議員全員で構成する委員会審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過については省略させていただき、審査の結果のみをご報告申し上げます。

審査を行った結果、本委員会に付託された5議案について、賛成全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、会議規則第38条第1項の規定により報告いたします。

議長（小林茂澄君） 以上で委員長の報告を終わります。

これより質疑に入るわけですが、予算決算常任委員会は、議員全員をもって構成され、議員諸君は委員会審査の過程を済んでおりますので、質疑を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 討論なしと認めます。

これより議案第39号から議案第43号までの5件を一括して採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案についての委員長報告は可決であります。議案第39号から議案第43号までの5件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（小林茂澄君） 起立全員です。

したがって、議案第39号から議案第43号までの5件は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎日程第8 発議第3号富士スバルラインマイカー規制期間
の短縮等を求める意見書の提出につ
いて

議長（小林茂澄君） 日程第8、発議第3号富士スバルラインマイカー規制期間の短縮等を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本件について、提出者から提案理由の説明を求めます。9番 渡辺久男君。

9番（渡辺久男君） 9番 渡辺久男。

発議第3号富士スバルラインマイカー規制期間の短縮等を求める意見書の提出について、意見書の朗読をもって提案理由とさせていただきます。

山梨県は、富士山の渋滞対策及び環境保全を目的として、富士スバルラインのマイカー規制を平成24年度に15日間、平成25年度に32日間、平成26年度には実に53日間と大幅な期間延長を実施しました。これはイコモス勧告への対応という大義のもとに、地元への十分なコンセンサスを得ないまま、短絡的に実施したものでいかががえます。

その結果、富士五湖全域の主要観光施設への夏期入り込み客数は、昨年と比較すると、各施設平均で7月期がマイナス13%、8月期はマイナス8%と大きな打撃を受けました。

このような状況下において、イコモス勧告に耐え得る対策を講じていくのは、世界文化遺産登録地として当然のことであると考えるますが、長年にわたって培われてきた富士五湖地域の基幹産業である観光という産業構造が、根底から揺らぐ懸念があるのが実情です。

環境への負荷を科学的に論拠づけるとともに、マイカー規制以外の手法の検討、実施と、6合目以上での協力金徴収や山小屋受け入れ態勢を考慮した登山者数の抑制など、富士山の環境保全に対する十分な対応を行うべきであります。

マイカー規制の代替案としては、環境への負荷が少ない電気自動車やハイブリッド車、燃料電池自動車等のエコカーの通行規制は行わないこと、また俗称である弾丸登山者の抑制、登山者総数の抑制については、登山道の管理者である山梨県や山小屋を有する富士吉田市が課題解決に向けて、多方面から十分な検証を行い、今後の登山道の総合的な保全管理対策を積極的に講ずるべきであります。

富士北麓地域には、多様な歴史的、文化的、地理的特性や産業構造があり、それぞれの市町村で特色を活かした地域づくりを進めております。断片的な判断ではなく、北麓地域全体の事情

を十分斟酌し、大局的な観点から結論を導き出していくことが、自然環境と地域振興の調和を図れる有効な手法であります。

したがって、イコモス勧告への対応は、マイカー規制だけが手法ではなく、広い視野に立って対応していくことが望まれていることから、来夏のスバルラインマイカー規制については、環境配慮型車両の規制解除や、低迷している地域観光振興のため、マイカー規制期間の大幅な短縮を実施するとともに、富士北麓地域全体の冬期の観光振興に向けた富士スバルラインの通年営業が可能となるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、山梨県知事に対し意見書を提出するものであります。

ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長（小林茂澄君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 討論なしと認めます。

これより、発議第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎日程第9 陳情第1号富士スバルラインマイカー規制期間
の短縮等を求める陳情について

議長（小林茂澄君） 日程第9、陳情第1号富士スバルラインマイカー規制期間の短縮等を求める陳情についてを議題といたします。

本件については、既に同一趣旨の発議第3号が可決され、その趣旨が達成されておりますので、みなし採決とすることにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり採択されたものとみなします。

◎日程第10 委員会の閉会中の継続調査の件

議長（小林茂澄君） 日程第10、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任委員長、広報常任委員長、鳴沢村地下水資源保護調査特別委員長から、会議規則第71条の規定により、委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調

査とすることに決定いたしました。

議長（小林茂澄君） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林茂澄君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会に付議された事件について、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて、平成26年第4回鳴沢村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後4時56分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成26年12月9日

議会議長

署名議員

署名議員